

医療廃棄物部会 令和3年度 第1回運営委員会 議事録

日時：令和3年4月6日（火）10時～12時

場所：web 会議

出席：《運営委員》岩間雄一（部会長）、宇角安弘、伊丹重貴、高山盛司、國中賢一、
栗山直樹、岸 史郎、吉富慎一
《事務局》森谷 賢、香川智紀、日浦朋子、東 卓也

【配布資料】

- ・次第
- ・出欠票

資料1 九州地域協議会医療部会からの要望内容に対する医療廃棄物部会運営委員への
意見照会結果【委員限り】

資料2 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案（概要）

<http://www.env.go.jp/press/109195.html>

参考資料1 新型コロナウイルス対策に関する要望書(九州地域協議会医療部会)

参考資料2 前回議事録（令和2年度第1回医療廃棄物部会運営委員会議事録）

追加資料 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種に伴い排出される廃棄物の
処理について（通知）（令和3年4月2日 環境省環境再生・資源循環局）

【議事】

1. 開会

2. 連合会挨拶

森谷専務理事が次のとおり挨拶した。

本日は、九州地域協議会医療部会からご提出いただいた要望書に対する対応について、前回の運営委員会に引き続いてご検討いただきたい。

3. 部会長挨拶

岩間部会長が次のとおり挨拶した。

九州地域協議会医療部会から提出された要望書への対応については、前回の運営委員会において、地域ごとで状況や対応が異なることが明らかになり、業界として統一的な見解や対応を取ることが難しいのではないかと考えている。

ワクチンの集団接種も開始されることから、引き続き、新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の処理の現状と課題について、意見交換し、疑義や必要な意見があれば、環境省へ照会していきたい。

（以下の議事進行は事務局が担った。）

4. 議事

(1) 新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物への対応と課題について

① 九州地域協議会医療部会からの要望書への対応について（資料1、参考資料1）

事務局が資料 1、参考資料 1 に基づき説明した。

前回の運営委員会後、書面にて事務局から各運営委員に対して本要望内容に対する意見照会を行い、結果を資料 1 に取りまとめた。各委員よりご提出いただいた意見は、要望事項 6（療養施設から排出される廃棄物への対応）を除き、賛否両方があった。

続いて岩間部会長から次の発言があった。

医療廃棄物の処理においては、処理業者に対する排出事業者の優位性が他の廃棄物に比べて特に顕著であり、処理業者側の統一した要望や意見を実現することがなかなか難しい。

そのような状況の中で、すでに当該廃棄物の処理について、各地域で運用や処理方法が確立されていることから、業界として全国一律、統一の対応を示すことは難しいと考える。ついては、本件については、地域ごとに個別で対応していくことを結論としたいが、いかがか。

以上の発言後、全員一致のうえ、本件に関する検討を終えることとした。

なお、資料 1（委員限り）は、意見照会結果の概要欄のみ（1 ページ目）を会議資料として公開することとした。

② その他

（追加資料）

事務局が追加資料に基づき次のとおり説明した。

連合会は、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種に伴い排出される廃棄物の取扱いについて環境省へ照会した。その後、環境省から 4 月 2 日付けで通知（追加資料）が発出された。

説明後、意見交換した。主な意見は以下のとおり。

- ワクチン接種の実施主体である市町村が、入札でワクチン接種に係る運營業務の委託先を決定している例がある。委託する業務内容は、会場や医療従事者の確保・手配のほか、使用備品の調達も含まれるなど包括的な内容である。医療関係機関等ではない民間イベント会社等の事業者が応札者となった場合の排出事業者が誰にあたるのか通知では読み取れない。

※（事務局注記）環境省に確認したところ、通知の第四（排出事業者の考え方について）で示すとおり、判断は都道府県等産業廃棄物部局に依るとのことでした。

- 医療従事者向けの優先接種で発生した廃棄物は、通常の医療廃棄物として処理している。

集団接種に係る廃棄物の処理については、離島や山間部は市町村が契約の主体となっており、複数の市町村から当社へ問合せが来ている。運賃を除けば、山間部や離島などの遠隔地も、都市部の基幹病院と同等の処理費で対応する予定である。

- 優先接種で発生した廃棄物は、通常の医療廃棄物として処理している。

地域内でもイベント会社等の事業者が集団接種の運營業務を請け負ったとの情報がある。選定方法は把握していない。当初、ワクチン接種に伴い発生する廃棄物は、通常の医療廃棄物と別途に容器に入れるとしていたが、バイアル

瓶が多いとクリンカーの発生原因となるため、通常の医療廃棄物と分けずに梱包することになった。

- 地域内で、集団接種に関する入札情報は把握していない。優先接種で発生した廃棄物は、通常の医療廃棄物として処理している。

療養施設から排出される一般廃棄物の処理において、処理業者にクラスターが発生したとの情報がある。地域内の部会では、パッカー車での回収をやめることを自治体へ要望したいとの意見があった。

処理業者もワクチンの優先接種の対象としていただきたい。

- ワクチン接種に伴う廃棄物の処理について、複数の市町村から当社へ問合せがあり、すでに委託契約を締結した市町村もある。

詳細は不明だが、同業他社において、新型コロナウイルスの感染者が発生したとの情報を得ている。

- 優先接種で発生した廃棄物は、通常の医療廃棄物として処理している。

当社には、県や政令市を除く市町村から問合せは来ていない。集団接種の具体的なスケジュールが見通せないの、容器の確保が難しい。

- 優先接種で発生した廃棄物は、通常の医療廃棄物として処理している。

- ワクチン接種に係る費用は、処理費も含めて単価が設定されているのか。

← 国から自治体に交付される費用は、ワクチン1本につき2,070円だと聞いている。

※（事務局注記）環境省に確認したところ2,070円/本でした。

- 市町村から問合せはあるが、契約締結に至った事例はない。接種単価を踏まえると事業上は厳しい予算と感じる。

- （森谷専務理事）集団接種に係る廃棄物処理に関して、協会が調整等に関与する例はあるのか。

← 静岡県から県協会へ問合せがあり、アンケートで会員企業の処理能力を調査し、結果を県に報告している。市町村からは直接会社に問合せが来ている。

← これまで県や市町村から協会への要請はなかった。しかし、本通知を受けて、県から協会へ処理に関する協力要請を出したいとの連絡をいただいた。

そのほかの委員の情報で、協会が関与する例はなかった。

- 九州地域協議会医療部会要望書に記載している、要望事項4（事前連絡）と5（感染性廃棄物版のWDS）については、環境省から排出事業者へ強く指導していただきたい。

- 処理業者が優先接種を受けた例はあるか。

← 実際の接種はまだ行われていないが、一部の医療関係機関では当社の従業員（収集運搬のドライバー全員）を接種リストに登録いただいた。

(2) プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案について (資料2)

森谷専務理事が資料3に基づき説明した。

プラ新法に関する今後の連合会の対応として、法案段階での意見提出と再資源化計画等が具体的になる政省令段階での意見提出の2段階の対応を検討している。

- 本件に関連して、廃プラスチックの資源循環に関する協議会が発足する予定であり、協会が参画することとなった。プラスチックの排出抑制、資源循環推進のために目的税を導入するよう意見を申し上げた。

5. 閉会

閉会にあたり岩間部会長から次の発言があった。

プラ新法の動向に関連して、すでに大手コンビニでは、店舗でのPETボトルの回収システムの実証試験が開始されており、今後は全国に展開されるだろう。ポイントとして還元しているため業許可は不要とのこと。産廃業界としても引き続き注視していきたい。

以上で閉会した。